

第2次亀山市障がい者福祉計画（最終案）に対する意見への回答

健康福祉部地域福祉課

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答	修正点
全体	全体	シームレス、アクセシブル、アウトリーチなど、注釈がついているものもあるが、あえて聞きなれない言葉を使用する必要があるのか疑問の残る箇所がある。	ご意見のとおり、一般的に聞きなれない言葉を含んでいると考えますが、法令や上位計画、他市の障がい者計画、福祉分野における使用状況等を考慮し、カタカナで表現する方が適切と判断したもののについては注釈を入れる形で追記します。	次のように用語解説に記載します。【アウトリーチ】地域で社会的なつながりから孤立し、公的な援助に結びついていない人々を発見し、支援や情報提供を実施する、専門職が出向く形態の相談の方法。
		障がい者の65歳問題について、計画、アンケート調査ともに触れられていないが、障がい者の高齢化も看過できない課題である。 きちんと聴き取りを行い、課題とすべきである。	障がい者の65歳問題を含む、障がい者の高齢化については、2章において、1 障がい者福祉の課題のまとめとして取り上げ記載しています。その上で、実施したアンケート調査において、60歳以上の回答者が68%を占める結果となっており、本計画の取組に反映していると認識しています。障がい福祉サービスを利用していた方が65歳に達し介護保険サービスに移行した場合に、介護支給量や支給内容、利用者負担額に変更がある等の障がい者の65歳問題については、重要な検討課題ではありますが、各法令の詳細な基準等に本計画において触れていくことまでは、本計画の主旨上、難しく、計画内容には記載していません。	修正なし。

該当ページ	項目	意見	回答	修正点
2	第1章 計画見直しの背景・趣旨 1. はじめに	<p>【近年の国における関係法制度等の動き】の表の中に令和3年度に改正された障害者差別解消法で「行政機関等は合理的配慮を行うことが義務である」ということの記述がない。</p> <p>事業者の合理的配慮が努力義務から義務化されたことについての記述はあるので、アン</p>	<p>令和3年度に改正された障害者差別解消法については、令和3年度に改正された主な内容を記載しています。「行政機関等は合理的配慮を行うことが義務である」ことについては、従前からの内容であることから、平成28年障害者差別解消法の欄に追記します。</p>	<p>次のとおり修正します。</p> <p>【近年の国における関係法制度等の動き】の表中、平成28年障害者差別解消法</p> <p>➤ 行政機関等による合理的配慮の法的義務</p>
20	第3章 障がい者福祉を進めるための基本的な考え方 1. 計画の考え方 (1) 基本理念	<p>住み慣れた自宅で安心して暮らせるということが最も理想的な形であるため、「住み慣れた地域」だけでなく、「自宅」という言葉を入れるべきである。</p>	<p>個々の状況により住み慣れた地域の中には「自宅」に限らずグループホームなどの施設を希望される場合もあると考えられることから、「自宅」も含めて「住み慣れた地域」という記載としています。</p>	<p>修正なし。</p>
24	第4章 障がい者福祉に関する取組の展開 1. 地域で安心して暮らせるまちづくり (1) 地域で支え合う共生社会の実現 ①障がいと障がいのある人への理解の促進 【取組内容】②障がい福祉制度の情報提供の充実	<p>「制度改革が著しい障がい福祉制度」であるならば、プッシュ型の情報提供でないと伝わらない。「広報やホームページ等」と「等」で括らないでプッシュ型の情報提供を明記すべきである。</p>	<p>プッシュ型の情報提供は有効な方法であるものの、各障がい者の個々の状況に対応し、全ての制度に対応したプッシュ型での情報提供については今後の検討課題と認識していますが、現時点では、広報やホームページによる周知を主とした記載としています。</p>	<p>修正なし。</p>

該当ページ	項目	意見	回答	修正点
39	<p>第4章 障がい者福祉に関する取り組みの展開 2. 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり (1) 包括的相談支援体制の構築 ②総合相談窓口の設置 【取組内容】②障がい福祉サービス等の情報提供の充実</p>	<p>情報を一元化するだけでなく、その情報が障がい者の方に直接伝わるよう情報伝達の方法についても併せて明記すべきである。</p>	<p>障がいのある人からの相談のニーズにお応えできるよう情報伝達の方法は課題であると認識しており、計画では「分かりやすい提供方法を確立する」と記載しています。</p>	<p>修正なし。</p>
55	<p>第4章 障がい者福祉に関する取り組みの展開 3. 自立した生活のできる体制づくり (1) 雇用・就業機会の確保と拡大 ②雇用の場の確保 【現状と課題】</p>	<p>「亀山市（市長部局）において障がい者の法定雇用率は達成しています」とあるが、他の部局、外郭団体のことが記述されていないため、記述すべきである。</p>	<p>担当部局等に確認の上、記述を訂正・追加します。</p>	<p>次のとおり修正します。 亀山市においては、必要な障がい者の雇用人数を満たしています。</p>
63	<p>第4章 障がい者福祉に関する取り組みの展開 3. 自立した生活のできる体制づくり (2) 自立生活のための環境整備 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 【現状と課題】</p>	<p>合理的配慮についての実施は、ユニバーサルデザインの配慮などで多く書き込まれているのだと思うが、行政機関自身が配慮をすることをもっと宣言すべきである。また、公共施設の例示が「道路・駅前広場」となっているが、「庁舎」という文言を入れて庁舎建設の検討において</p>	<p>公共施設の例示として「市庁舎」についても記載します。</p>	<p>次のとおり修正します。 ・施設建築物及び公共施設（市庁舎・道路・駅前広場）や歩道新設整備等、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備等を進めています。</p>

該当ページ	項目	意見	回答	修正点
68	<p>第4章 障がい者福祉に関する取り組みの展開</p> <p>3. 自立した生活のできる体制づくり</p> <p>(2) 自立生活のための環境整備</p> <p>④権利擁護対策の充実 (成年後見制度の利用促進)</p> <p>【取組内容】②成年後見制度の利用の促進</p>	<p>費用もかかり、何かと制限も多い裁判所や弁護士の手続きよりも、社会福祉協議会による簡略化された後見制度の実現をもっと強く述べるべきである。</p>	<p>判断能力が低下した人に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を活用することを「取組内容③」に位置付け取り組むこととしていますが、当該事業は本人との契約が前提であり、一定の判断能力が必要である一方で、契約や不動産処分などの行為はできません。</p> <p>このため、判断能力が十分でない人や全くない人のうち、これらの行為が必要で親族等の支援が得られない場合は成年後見制度を利用せざるを得ない状況が想定されます。</p> <p>本計画では、成年後見人等の報酬費用を負担できない人に対する助成制度の拡充や、法人後見の担い手の確保など、既存の社会福祉協議会による事業に加え、本人の状態やニーズに、より一層応じられる支援体制づくりを進めることとしています。</p>	<p>修正なし。</p>

該当ページ	項目	意見	回答	修正点
70	第5章 計画の推進にあたって 1. 計画の進行管理 (4) 障がい福祉圏域での連携	「圏域内の関係機関との連携の場」の記述の方法について、名称の羅列だけでよいのか。 何の情報を共有して、どのような連携をするのかを記述した方がよいのではないか。	「圏域内の関係機関との連携の場」については、圏域内の関係機関との顔の見える関係づくりを通して、様々な課題について意見交換を行う等の連携をしていますが、関係機関との連携のあり方は場合によって異なるため具体的に共有する情報の詳細については記載しておりません。	修正なし。
74	アンケート調査結果 1. 亀山市の障がい福祉に関するアンケート調査について	アンケート結果をどのように政策に活かすのか、すでに活かしたものやこれからのものも含め明記すべきである。	アンケート調査結果を計画にどのように反映したかについて、「2. アンケート調査結果のポイント」（74頁）で、計画全体の課題にかかわるものと各施策に関するものを分けて掲載しています。その際、各施策に関するものは「第4章 障がい者福祉に関する取組の展開」の中で使用したものについて、それぞれの「基本目標-実施目標-施策の方向」を併せて明示しています。	修正なし。
80	アンケート調査結果 2. アンケート調査結果のポイント	④合理的配慮についてのアンケート結果では、当事者の多くが合理的配慮を知らないという結果であるため、これが計画にもっと反映されるべきである。	当事者の多くが合理的配慮を知らないという結果に対して、32ページでは市民や事業者、障がい者も含め広く周知啓発を行うこととしています。また、事業者の合理配慮が義務になることから54ページにありますとおり、一般企業への啓発に向けた取組を進めることとしています。 障害者差別解消支援地域協議会の役割を地域自立支援協議会に位置付け、今後、差別解消に向けた取組を協議し進めることとしています。	修正なし。